

世田谷区告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月25日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

2-1

2 供用開始の区間

世田谷区給田二丁目368番10の内

3 供用開始の区域

延長 34.78メートル

幅員 0.00メートルから4.50メートルまで

面積 88.01平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年3月25日

# 案内図

 特別区道路線の供用開始する部分

街区 給田二丁目11番

